平成２７年（フ）第７９号
栃木県栃木市大平町富田1578　リーズアクト西Ｂ、住民票上の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林663番地12
債務者　深草　賢也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８０号
栃木県栃木市大平町西水代2930番地５
債務者　深草　政明
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３９７３号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３―301号
債務者　中嶋　利幸
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５号
和歌山市和田913番地　ブランドールＭ＆Ｎ205
債務者　丹波　豊和
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　九鬼　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
香川県丸亀市土器町東２丁目127番地
債務者　桒原　勇樹
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４５４号
広島市西区己斐上２丁目39番25号
債務者　泉原　榮志
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾山慎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５５号
兵庫県姫路市林田町山田351番３　特別養護老人ホームしらさぎの里、住民票上の住所兵庫県姫路市田寺５丁目２番30号
債務者　坊垣しな子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６８５号
横浜市金沢区長浜１丁目22番13号
債務者　梶　　英朗
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８６号
横浜市金沢区長浜１丁目22番13号
債務者　梶　　英康
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２４号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町２番地
債務者　寺尾　忠紘
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠中　晴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３８号
函館市石川町314番地２　ＫＳ―ＴＯＫＩ202
債務者　西村　勝正
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２１６号
大阪市東淀川区小松３丁目19番10号　シャルム小松401号、前住所大阪市東淀川区豊里７丁目23番19号
債務者　中右　隆夫
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５８号
大阪府豊中市北条町１丁目32番１号
債務者　宮本　千景（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９９号
大阪府東大阪市上石切町２丁目10番７―509号
債務者　川畑美佐子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５４７号
大阪市旭区赤川２丁目９番19号天徳ハイツ102号
債務者　山口ゆかり（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６６号
大阪府摂津市一津屋１丁目38番１―404号
債務者　向　康太郎
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５９８号
大阪市北区天満３丁目２番９―505号、前住所大阪市西淀川区姫島３丁目13番41号　サンドミール西淀803号室
債務者　西田　直子（旧姓藤掛）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部